

地方における若者を対象とした社会福祉実践

—A市の取り組みに注目して—

○ 立命館大学大学院 岡部茜 (8265)

キーワード：若者を対象とした社会福祉実践、地方、子ども・若者育成支援推進法

1. 研究目的

現在、若者支援において地域間格差は重要な課題である¹。東京や神奈川、大阪、札幌など都市圏や一部の従来から大きな力を発揮してきた実践体が存在する地域を除いては、いまだ多くの若者や家族を含めた周囲の人々が行く場もなく、孤立した状態にある。現在の若者支援政策はいくつかの委託事業を提案しているが、それを受ける団体がない地域には資源が増えず、公的機関のみが若者の支援を担う場合が多い。現在、2010年に成立した子ども・若者育成支援法は、縦割りの弊害を乗り越えて総合的な若者支援を志向し、若者を対象とした実践の構築の起点になる可能性が期待できる。しかし、本法の協議会等の形式は、地域資源の格差の影響を直接的に受けるため、地方における若者支援システムの構築に対しての有効性は疑問視されており、現在の大きな地域間格差の課題を乗り越える手立てになるのかは不確かである。

しかし、それでも本法で子どもや若者の総合相談窓口や協議会の設置が進められることから、なんらかの変化は生じているはずである。現在、地方における子ども・若者育成支援法における事業展開の事例の分析は取り組まれておらず、その影響は明らかにされていないが、大きな変化であるとは言い切れなくとも、そこから生じた変化に我々は何かを学び、少しでも実践を具体化するために役立てる必要があるだろう。本研究では、地方における子ども・若者総合相談窓口設置以降の取り組みのなかで、若者を対象とした社会福祉実践を可能としていくために、何がどう議論され、整えられていったのかを見ていきたい。これらを見ていくことを通して、若者を対象とする実践を構築しようと模索する際の地域実践者の戸惑いの実相を可視化し、それらを乗り越えるための要件を明らかにしたい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、B県A市の取り組み事例を検討する。A市は人口約5万人強の地域であり、かつ若者支援関係での民間の有力団体は存在せず、若者支援に乗り出すことに躊躇いを持つ多くの地域での実践構築にあたり示唆を与える点が多いと考えるためである。このA市

¹ 宮本みち子は、平成23年度「困難を有する子ども・若者の支援者調査」の報告書において、法人が立地する都市規模を『政令指定都市（東京都区部を含む）』、『人口20万以上の中都市』、『人口20万未満の小都市・郡部』の三つに区分し、地域差を検討している。

は、2011年4月に市の非行少年支援機関を拠点として子ども・若者総合相談窓口を開設することになった。若者支援関係の民間有力団体は存在しないものの、B県のいくつかの拠点で展開されている非行少年支援機関の取り組みは、A市の固有の資源として検討する必要がある。A市の非行少年支援機関は2000年前半に発足した事業であり、非行などの問題を抱え、自分の居場所を見つけられずに悩み苦しんでいる若者が、自分自身を見つめ直し、健やかな成長していくための取り組みである。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいて行った。

4. 研究結果

A市の取り組みとして、主に集団的アセスメントの実施と子ども・若者支援総合相談窓口と市社協、親の会との協同提案事業について検討を行なった。

2014年度からA市において、若者の生活に関わる地域機関の実践者を集めて協議会を形成し、集団的アセスメントを実施することとした。集団的アセスメントとは、いくつかの実事例をピックアップして、その事例のアセスメントチームとアセスメントメンバーを協議会で選定し、そのメンバーを中心に情報収集を行い、その情報を元に協議会で実践の方針を議論するという取り組みである。実施の際には、要保護児童対策地域協議会との関係や個人情報保護の扱い、支援ネットワークメンバーの問題、全ての相談者に対して集団的アセスメントが可能なのかといった疑問が投げかけられた。二つ目に、子ども・若者支援総合相談窓口と市社協、親の会との協同提案事業として、ひきこもりサポーター養成の取り組みやA市における実践構築の検討に向けた研修が取り組まれた。そこには、若者支援を利用する若者たちも参加し、それぞれの立場から意見を出し合う形がとられた。

5. 考察

A市での取り組みを総合してみれば、少ない地域資源のなかで実践展開のために地域の実践者を組織化し、集団としての実践力を形成することで、若者を対象とする実践の展開を試みるものとなっていたと考えられる。事例の検討から、若者を対象とした実践の構築に際して、要保護児童対策地域協議会と事業との関係や個人情報の共有に関する問題等が論点となった。より具体的に言えば、要保護児童対策地域協議会とこの協議会の射程の範囲分担、各自所属する機関の持つ個人情報を誰に、どこまで公開できるのかという点などである。これらの事実は、縦割り弊害、つまりは地域における実践の個別化の打開を打ち出して展開された子ども・若者育成支援法下の事業で、多職種を集めたとしても、それだけでは縦割りの弊害が輸入され、打開されないことを物語っている。